

## 令和元年度三重ものづくり改善インストラクター現場派遣事業実施要領

(目的)

第1条 生産現場の改善に意欲的に取り組む県内の中小企業・小規模事業者に対して、三重ものづくり改善インストラクター養成スクール修了生等を派遣し、スクールで習得した手法等を用いて、生産効率、品質向上等の生産現場で抱えている課題を解決し、企業競争に打ち勝てる強い現場づくり及び現場を改善し続けられる企業体質改善の支援を行う。

(派遣対象)

第2条 三重県内に主たる事業所・事務所を有する中小企業・小規模事業者

(派遣体制)

第3条 既に生産現場の改善支援を行っているインストラクター及び三重ものづくり改善インストラクター養成スクール修了生による改善班を編成したうえで企業に派遣する。

(申請方法)

第4条 この派遣事業を希望する者は「改善インストラクター現場派遣事業申請書」(様式1)を公益財団法人三重県産業支援センター理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。

(支援企業及び派遣インストラクターの決定)

第5条 理事長は、前条の申請書の内容を元に聞き取り調査等を行い、審査した上で、支援企業を決定し、申請を希望する者へ通知するものとする。

2 インストラクターの派遣にあたっては、支援企業の業務内容及び生産現場における課題等を加味した上でインストラクターを選定し、「改善インストラクター現場派遣事業実施に伴う支援について(ご依頼)」(様式2)により依頼する。

3 支援企業への決定通知については「改善インストラクター現場派遣実施に伴う派遣先企業の決定について」(様式3)により通知する。

(派遣回数)

第6条 派遣回数は原則7回(日)以内とする。ただし、申請者より延長の申し出があった場合は、理事長がやむを得ず延長が必要だと判断した場合に限り、認めるものとする。

(派遣されたインストラクターへの謝金及び旅費)

第7条 公益財団法人三重県産業支援センター(以下「当財団」という。)は、三重ものづくり改善インストラクター養成スクール修了生への謝金は1回(日)につき2万5千円、他のインストラクターへの謝金は1回(日)につき2万円とし、旅費については当財団の規定に基づき支給する。

(派遣されたインストラクターの業務報告)

第8条 派遣されたインストラクターは、支援企業と支援計画の打合せを行い、速やかに「改善インストラクター現場派遣事業における現場改善予定表」（様式4）を理事長に提出するものとする。

2 派遣されたインストラクターは、各回の支援を実施した後、速やかに「改善インストラクター現場派遣事業実施報告書」（様式5）を理事長に提出するものとする。

3 派遣されたインストラクターは、支援業務がすべて完了した後、速やかに「改善インストラクター現場派遣事業総括報告書」（様式6）を理事長に提出するものとする。

（派遣されたインストラクターの責務）

第9条 派遣されたインストラクターは、支援企業の要請に応じて、誠実に責務を遂行すると共に知り得た内容を他に漏らしてはならない。そのため、派遣されたインストラクターは、本事業を行うにあたって、理事長に事前に「誓約書」（様式7）を提出するものとする。

（派遣事業の変更及び中止）

第10条 支援企業は、インストラクターの派遣の決定を受けた内容に、変更又は中止の必要が生じた場合は、すぐに理事長に報告し指示を受けるものとする。

（支援企業の報告）

第11条 支援企業は、事業が終了した後、速やかに「改善インストラクター現場派遣事業結果報告書（企業用）」（様式8）を、理事長に提出するものとする。

（支援企業の負担金の徴収）

第12条 支援企業は、現場改善支援の派遣に関する経費として支援企業1回（日）につき5万円を負担するものとする。

2 支援企業は、理事長が発行する前項の負担金の請求書を受け取った日から当財団が指定する期日までに支払わなければならない。但し、3月請求分については3月20日までに支払わなければならない。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この要領は、令和元年7月11日から施行する。